

## 志學館大学入試広報委員会規程

(趣 旨)

第1条 志學館大学（以下「本学」という。）に、志學館大学入試広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の学生募集及び広報に関する基本方針に基づき、次に掲げる事項の審議及び実施運営に当たる。

- (1) 学生募集及び広報に関する事項
- (2) 入試説明会等に関する事項
- (3) 学生募集に係る学校訪問に関する事項
- (4) その他学生募集及び広報に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長補佐（入試広報担当）
- (2) 事務局長
- (3) 入試広報課長
- (4) 学部長から推薦された教員 各2名
- (5) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、学長補佐（入試広報担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、入試広報課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。